

複合商業施設内の庭園の改変と 20 条 2 項 2 号の類推適用（新梅田シティ事件）

【文献種別】 決定／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 平成 25 年 9 月 6 日
【事件番号】 平成 25 年（三）第 20003 号
【事件名】 工作物設置続行禁止仮処分申立事件
【裁判結果】 申立て却下
【参照法令】 著作権法 10 条 1 項 5 号・20 条 2 項 2 号
【掲載誌】 判時 2222 号 93 頁

LEX/DB 文献番号 25445892

事実の概要

本件は、複合商業施設「新梅田シティ」内の庭園（本件庭園）に関し、その著作作者である旨主張する X（債権者）が、本件庭園内に「希望の壁」と称する緑化モニュメント（本件工作物）の設置工事を行う Y（債務者）に対し、当該設置工事が X の著作作者人格権（同一性保持権）を侵害する旨主張して、同工事の続行禁止の仮処分を求めた事案である。本件工作物は、Y の所有地上に、北東側の水路（カナル）に接し「花渦」を跨いで設置される。

主たる争点は、①本件庭園の著作物性の有無、②本件工作物の設置が建築物の改変を許容する著作権法 20 条 2 項 2 号、またはその類推適用によって許容されるか否かの 2 点である。①に関し X は、本件庭園は全体で美術の著作物に該当する旨主張したのに対し、Y は、本件庭園は建築芸術性を欠き建築の著作物に該当しないなどと主張した。②に関し、Y は、新梅田シティの実用的・商業的・経済的観点から庭園改変の必要性・合理性を判断すべきとして、複合商業施設と不可分一体の本件庭園に関し、建築物との一体性・類似性の観点から、20 条 2 項 2 号の（類推）適用を主張したのに対し、X は、本件工作物の設置には同条項の適用要件を欠くから、その（類推）適用は認められない旨を主張した。

決定の要旨

本決定は、下記の通り、本件庭園の著作物性を認めたとうえで（1）、その改変に該当する Y 設置

工事に対し、20 条 2 項 2 号の類推の基礎を認め（2）、同規定の類推適用により X の主張をいずれも斥け（3）、本件申立てを却下した。

1 本件庭園の著作物性

「本件庭園は、新梅田シティ全体を一つの都市ととらえ、野生の自然の積極的な再現、あるいは水の循環といった施設全体の環境面の構想……を設定した上で、上記構想を、旧花野、中自然の森、南端の渦巻き噴水、東側道路沿いのカナル、花渦といった具体的施設の配置とそのデザインにより現実化したものであって、設計者の思想、感情が表現されたものといえるから、その著作物性を認めるのが相当である。」「仮に池、噴水といった個々の構成要素はありふれたものであったとしても、前記構想に基づき、超高層ビルと一体となる形で複合商業施設の一角に自然を再現した本件庭園は、全体としては創造性に富んでいるというべきであり、これをありふれていると評価することは到底できず、Y の主張は採用できない。」

2 20 条 2 項 2 号の本件への類推の基礎

「本件庭園は、……その設置の本来の目的は、……複合商業施設である新梅田シティの美観、魅力度あるいは好感度を高め、最終的には集客につながる点にあると解されるから、美術としての鑑賞のみを目的とするものではなく、むしろ、実際に利用するものとしての側面が強いといえることができる。」「また……本件庭園は、複合商業施設である新梅田シティの一部をなすものとして、梅田スカイビル等の建物と一体的に運用されているが、老朽化、市場の動向、経済情勢等の変化に応じ、その改修等を行うことは当然予定されているといえるべきであり、この場合に本件庭園を改変す

ることができないとすれば、本件土地所有権の行使、あるいは新梅田シティの事業の遂行に対する重大な制約となる。」「以上のおり、本件庭園を著作物と認める場合には、本件土地所有者の権利行使の自由との調整が必要となるが、土地の定着物であるという面、また著作物性が認められる場合があると同時に実用目的での利用が予定される面があるという点で、問題の所在は、建築物における著作物の権利と建築物所有者の利用権を調整する場合に類似するということができるから、その点を定める著作権法 20 条 2 項 2 号の規定を、本件の場合に類推適用することは、合理的と解される。」

3 20 条 2 項 2 号の本件への適用（あてはめ）

「著作権法は、建築物について同一性保持権が成立する場合であっても、その所有者の経済的利用権との調整の見地から、建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変について、特段の条件を付することなく、同一性保持権の侵害とはならない旨を定めているのであり、これが本件庭園の著作物と本件土地所有者の関係に類推されると解する以上、本件工作物の設置によって、本件庭園を改変する行為は、Xの同一性保持権を侵害するものではないといわざるをえない。」「Xは、著作権法 20 条 2 項 2 号が適用されるためには、〔1〕経済的、実用的な観点から必要な範囲の増改築であること、〔2〕個人的な嗜好に基づく恣意的な改変ではないことが必要であり、本件工作物の設置は、そのいずれの要件も欠くから、同号は適用されない旨を主張する。」「しかしながら、同号の文言上、そのような要件を課していないことに加え、著作物性のある建築物の所有者が、同一性保持権の侵害とならないよう増改築等ができるのは、経済的、実用的な観点から必要な範囲の増改築であり、かつ、個人的な嗜好に基づく恣意的な改変ではない場合に限られるとすることは、建築物所有者の権利に不合理な制約を加えるものであり、相当ではない。」「もっとも、建築物の所有者は建築物の増改築等を行うことができるとしても、一切の改変が無留保に許容されていると解するのは相当でなく、その改変が著作物との関係で信義に反すると認められる特段の事情がある場合はこの限りではないと解する余地がある。」「本件庭園は、複合商業施設である新梅田シティと一体をなすものであり、市場動向や流行に従って、その設備を

適宜に更新していく必要があることは、Xも理解していたはずである……これらを総合すると、本件工作物の設置について、本件庭園の著作物であるXとの関係で、信義に反すると認められる特段の事情があるとまではいえない。」

判例の解説

一 本決定の意義

本決定は、著作物の一類型である建築の著作物と庭園の位置関係、そして、庭園の著作物の改変行為に対する 20 条 2 項 2 号の適用問題について、これら問題に（傍論¹⁾としてではなく）正面から取り組んだ初めての事例である。本件は、仮処分事件とはいえ、興味深い解釈論に取り組んだ事件であるだけに、学説の関心も高い。

二 庭園の著作物性

本件庭園の著作物性の検討にあたり、Y主張が建築の著作物の類型（10 条 1 項 5 号）に依拠し、その創作性の欠如を主張したのに対し、本件決定は、設計者の思想・感情の表現や創作性の有無（単なるありふれた表現にとどまらないか）という、著作物の一般的な要件論（2 条 1 項 1 号）に即し、建築該当性とは無関係に、本件庭園の著作物性を肯定した。

Y主張が「建築の著作物」に依拠した意図は、同著作物に建築芸術性という特殊要件を求める見解も存するところ²⁾、この見解に照らせば、本件庭園の保護を否定する根拠が得やすく、建築の著作物性が肯定されても、建築物の改変許容を規定する 20 条 2 項 2 号の適用により、Yの本件工作物設置工事の適法性の根拠が得られやすいとの事情にも、求め得よう³⁾。

このような本件固有の事情とは別に、庭園が建築の著作物に包摂され得るか否かは、従来から、1つの論点ではあった。この点に関し、裁判例には、唯一、建物と一体性ある庭園の場合は別論（つまり「建築の著作物」と捉える）⁴⁾、庭園それ自体については、これを「建築の著作物」と別個に捉えるものと思われる「ノグチ・ルーム」事件⁵⁾がある。同事件では、本件と同様、庭園の改変が建築物の増改築等と同様に 20 条 2 項 2 号で許容されるか否かの検討に際し、同規定の直接適用ではなく類推適用を相当としている。建築について

は（当然ながら）同規定を直接適用するのが同事件の立場であったから、類推適用を相当と解するのは、庭園を建築と異なる著作物と解釈するゆえである。

これに対し、学説には、理由は必ずしも明らかでないが、庭園を橋・塔の構築物と同様に、建築に包摂する見解が、現行法の施行当初より示されていた⁶⁾。そして、近時の学説には、その実質的理由を、建築の著作物に関する利害調整規定（20条2項2号、46条2号等）を庭園に直接適用し得る点に求める見解がある⁷⁾。

現行法の立法資料には、「橋」や「塔」とは異なり、「庭園」が「建築」に包摂されることについて、議論の形跡は見られない⁸⁾。すると庭園については規定の欠缺が生ずるところ、問題の焦点は、庭園を建築概念に包摂し、庭園の著作物に対し、建築関連諸規定の直接適用により、その複数の法的効果を一括して取得すべきか、あるいは、庭園を建築と別概念と捉えるが、個々の建築関連規定の趣旨に照らして、庭園にも建築の場合と同等の効果を求めるべきかについて個々の規定毎に検討し、それが認められる限りで当該庭園について当該規定を類推適用すべきかという、庭園の規律の仕方にある。本件裁判所は、後者の立場を採っている。

一般に、建築の主目的は居住であるのに対し、庭園のそれは鑑賞にある。庭園にも建築と同様に実用的側面を否定し難いが、本件のような複合商業施設内の庭園と、例えば竜安寺の石庭とでは、実用目的の性質・度合いも異なる。建築は社会生活の基盤（衣食住）の不可欠の要素であるのに対し、庭園はそうとは言い難い。ともに不動産という高い経済効果を期待される財貨に属すとはいえ、他の橋・塔の実用構築物とも、社会生活上の機能の点で、建築との距離感は異なる。

すると、客体の性質が異なる以上、一方（建築）に用意された規定の趣旨が、常に自動的に他方（庭園）にも同様の規律の必要を導くかは、不明といわざるを得ないであろう。個々の規定毎の安易な類推適用を避けるべきとの問題意識は共有し得ても⁹⁾、むしろ類推の基礎を個々の規定毎にケースバイケースで吟味する機会を逃す解釈論は、建築と庭園との実質的な相違に照らし、妥当とは言い難い。例えば、鑑賞用途の庭園につき、46条2号の直接適用によれば、その鑑賞用ミニチュアや

絵葉書の複製・販売は自由に許容されることになる¹⁰⁾。しかしこのような帰結が、本来の建築についてすら、その用途を共通にする模倣建築の複製・販売だけは唯一の禁止対象とした同規定の趣旨と矛盾することにならないか、疑問である。

庭園を建築とは異なる著作物と扱った本件裁判所は妥当であったと評価できよう。

三 20条2項2号の解釈と庭園改変への類推適用

裁判所は、本件庭園に対し建築物の改変許容規定である20条2項2号の類推適用により、Yの設置工事を適法なものと判断した。20条2項2号は建築物の増改築等に伴う改変許容を規定するものであり、改変が許容される著作物は建築の著作物に限定されていない。建築物に「建築の著作物」を認め得るケースが多いであろうから、建築の著作物が最もこの改変許容規定の適用を受ける場合が多いと思われるが、建築物に他の種類の著作物が含まれる場合にも、建築物は社会生活の基盤（衣食住）を構成する要素であるから、法は特にその増改築等の実用的要請にこたえたのであろう。

庭園に同条項の類推適用の可能性を示唆した裁判例は、本件が最初ではない。前出「ノグチ・ルーム」事件は、同条項の適用には、①経済的・実用的観点から必要な範囲の増改築（第1要件）、②個人的な嗜好に基づく恣意的な改変ではないこと（第2要件）、が要されると解したうえで、学術研究施設内の庭園の移設に関し、その類推適用（改変許容）を示唆している。

これに対し本件裁判所は、Y設置工事（本件庭園の改変行為）への同条項の具体的な適用（あてはめ）に際し、上記の第1要件、第2要件からなる制約条件は、これを要しないとした。20条2項2号の解釈として、建築物の増改築等であれば、他の要件を考慮することなく、改変は許容されるというのである。一見したところ、「ノグチ・ルーム」事件とは異なる判断である。

20条2項2号の適用要件の解釈をめぐることは、許容される改変（増改築等）を、経済的・実用的観点からの改変に限定し個人的嗜好による改変を排除すべきか（限定説）¹¹⁾、あるいは個人的嗜好による改変も含めて許容すべきか（非限定説）¹²⁾ について、争いがある。後者にしても、実用上の

必要を欠く増改築等を許容する趣旨ではなからうから、問題の焦点は、個人的嗜好による改変を許容するか否か、要するに、20条2項2号の適用要件として「ノグチ・ルーム」事件（限定説）の第2要件を要するか否かにあると解される。

本件裁判所は、上記「あてはめ」に先立ち、同条項の類推の基礎を探求するに際して、本件庭園の実用的観点からの改変必要性を吟味する。つまり、複合商業施設たる本件庭園の性質に着目し、老朽化や市場動向・経済情勢等の変化への対応として改修必要性を説く。類推の基礎の探求とは、当該規定が本来規律をめざす利害状況と同等のものを、その類推が検討される対象に求めることである。すると本件裁判所は、20条2項2号の規律対象となる利害状況として、少なくとも、実用的観点からの改変の必要性を前提としていることが窺われる。これは実質的に、「ノグチ・ルーム」事件の第1要件を、20条2項2号の適用の要件とする理解にほかならない。

では、本件裁判所は、本件庭園の改変を、その態様や恣意性の欠如（第2要件）とは無関係に許容する趣旨で、本件工作物の設置を許容したと見るべきか。本決定をそのように捉え、「ノグチ・ルーム」事件よりも改変許容要件を緩和した旨を指摘する見解もある¹³⁾。

しかし、本件において恣意的な改変が許されるかと問えば、そうではない。裁判所は、「一切の改変が無留保に許容……は相当でなく」と述べ、許容される改変が、「著作者との関係」での「信義」に反しない範囲の改変に制約される旨を説く。この信義の具体的中身は、本件説示に照らし、改変に関する著作者の認識・予見、受忍の意思表示、著作者への意見聴取に求め得る¹⁴⁾。つまり、この信義上の制約条件として改変許容に要されるのは、著作者の主観に対する配慮である。そしてこの配慮は、実質的に、「ノグチ・ルーム」事件の第2要件とも対応する¹⁵⁾。第2要件の具体的内容は、著作者の意図に対する配慮であった（同事件は「イサム・ノグチ及び谷口の意図」と述べる）。

すると本件裁判所は、20条2項2号の類推適用にあたり、「ノグチ・ルーム」事件の第1・第2要件のいずれも要しないかのような説示をしたが、その結論の筋道に照らせば、改変には実用的観点からの必要性を要し、かつ、恣意的な改変はやはり許容されないとの立場を採ったものと見る

ことができる。本件決定を、従来の限定説の考え方を大きく修正するものとは位置づけ難い。

本件は大阪駅前一等地（大阪駅から徒歩8分の立地のようである）の複合商業施設の庭園改変が問題となった事案である。竜安寺の石庭のごとく鑑賞用途の性格の強い庭園に関する事案ではない。このような事案の特殊性に照らしても、そこで展開された20条2項2号の解釈論について、その一見したところ要件緩和的な説示部分のみを捉えて、その射程範囲を庭園一般さらには他の構築物一般に拡大することは、妥当とは言い難い。

●—注

- 1) 後掲「ノグチ・ルーム」事件は、結論に影響を与えない傍論において、これら問題に解釈を示している。
- 2) 加戸守行『著作権法逐条講義〔6訂新版〕』（著作権情報センター、2013年）123頁、中山信弘『著作権法〔第2版〕』（有斐閣、2014年）94頁、東海林保『建築物及び庭園を巡る著作権法上の問題に関する実務的考察』『知的財産・コンピュータと法（野村豊弘先生古稀記念）』（商事法務、2016年）298頁、大阪高判平16・9・29裁判所ウェブサイト〔グルニエ・ダイン〕。芸術性の付加要件に消極的見解として、高林龍『標準著作権法〔第2版〕』（有斐閣、2013年）54頁、56頁、渋谷達紀『著作権法』（中央経済社、2013年）48頁。
- 3) 小島立「本件判批」L&T64号62頁も同様の見方を示す。
- 4) 阿部浩二「建築の著作物をめぐる諸問題について」コピーライト467号15頁によれば、このような庭園の捉え方は、現行法の立法時の議論にも見出し得る。
- 5) 東京地決平15・6・11判時1840号106頁。
- 6) 加戸守行『著作権法逐条講義〔初版〕』（著作権資料協会、1974年）71頁。
- 7) 高林・前掲注2）書53頁、渋谷・前掲注2）書49頁、東海林・前掲注2）書303頁。
- 8) 文部省「著作権制度審議会審議記録（一）」（昭和41年11月）19頁、54頁。
- 9) 東海林・前掲注2）書303頁。
- 10) なお、庭園は「展示」利用には馴染まないと解されるから、展示権の発生する「美術の著作物」には該当し難く、ゆえに、46条4号の適用も受け難いと解すべきであろう。
- 11) 加戸・前掲注2）書179頁、田村善之『著作権法概説〔第2版〕』（有斐閣、2001年）447頁、高林・前掲注2）書55頁。
- 12) 中山・前掲注2）書512頁。
- 13) 村井麻衣子「本件判批」ジュリ臨増1466号（平成25年度重判解）279頁。
- 14) 判時2222号95頁箱書き部分。
- 15) 小島・前掲注3）書71頁も同様の分析を示す。